

土岐商工会議所
事業者応援補助金交付要綱

令和4年7月8日

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍に加え原油価格の高騰や物価の高騰の影響を受けながらも、前向きな投資を行い、販路開拓やアフターコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス・生産プロセス等に取り組む市内の小規模事業者、中小企業者、創業者（以下「事業者」という。）を支援することを目的に、事業者の持続的経営に向けた経営計画に基づき、それに要する経費に対し、土岐商工会議所（以下「会議所」という。）が土岐市の委託を受け、土岐商工会議所事業者応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者：商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者をいう。
- (2) 中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に規定する者をいう。
- (3) 創業者：交付決定日までに開業届を税務署に提出し、受領印を受けた者で、事業を開始している者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、中小企業者や創業者が販路拡大・アフターコロナを見据えた新たなビジネスモデル構築等のために行う事業のうち、会議所が実施する審査を通過した経営計画等により令和5年1月31日までに計画を完了できる事業（以下「補助事業」という。）とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業等は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業に係る事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
- (4) 信用保証協会の保証対象外となる事業
- (5) その他会頭が不適当と認める事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、小規模事業者・中小企業者並びに創業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人にあっては本社、個人事業主にあっては住所をそれぞれ市内に有すること。
- (2) 補助事業を実施する者であること。
- (3) 土岐市の市税を滞納していないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の補助率(以下「補助率」という。)、補助金の額(以下「補助金額」という。)及び補助金額の上限額は別表に定めるとおりとする。

2 算出された補助金額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
(交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、会議所が定める関係書類を添えて、申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和4年8月19日までにを行うものとする。
(交付の決定等)

第7条 会議所は、前条第1項の規定による申請があったときは、外部審査員に審査を依頼し、補助金の交付の可否を決定し、土岐商工会議所事業者応援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2)により当該補助対象者に通知するものとする。
(交付の取消し)

第8条 会頭は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為をしたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 交付規程に基づく補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (5) その他会頭が交付決定の全部又は一部を取り消すことが適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 会頭は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第8条及び第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表(第5条関係)

補助対象経費	補助率	補助金額
交付規程に基づく補助対象経費	補助対象経費の3分の2以内	上限額 1,000,000 円

備考

1. 他の補助金等制度との併用はできないものとする。